

わたSHIGA輝く国スポ自転車（トラック・レース）およびライフル射撃(50m、10m、BR・BP)競技会輸送運行管理業務委託仕様書

1 件名

わた SHIGA 輝く国スポ自転車（トラック・レース）およびライフル射撃(50m、10m、BR・BP)競技会輸送運行管理業務委託

2 業務の目的

わた SHIGA 輝く国スポ自転車（トラック・レース）およびライフル射撃(50m、10m、BR・BP)競技会に参加する選手・監督、役員、実施本部員等の大会関係者（以下「大会関係者等」という。）、および一般観覧者を定められた時間内に安全・確実かつ円滑に輸送することを目的とする。

○参考

(1) わた SHIGA 輝く国スポ自転車(トラック・レース)競技会概要

日程：令和7年9月19日（金）～25日（木）（競技日：9月22日（月）～25日（木））

場所：京都向日町競輪場

(2) わた SHIGA 輝く国スポライフル射撃(50m、10m、BR・BP)競技会概要

日程：令和7年10月1日（水）～7日（火）（競技日：10月4日（土）～7日（火））

場所：能勢ライフル射撃場

3 業務場所

- (1) 京都向日町競輪場（京都府向日市寺戸町西ノ段5）
- (2) 能勢ライフル射撃場（大阪府豊能郡能勢町山内19-1）
- (3) その他実行委員会が指定する場所

4 業務の履行期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

5 業務の内容

(1) 輸送業務

ア バス輸送に関する業務の実施

- (ア) 大会関係者等の輸送に必要となるバス台数の提供が可能なバス事業者の確保を行うこと。
- (イ) 競技会において、別紙「バス・タクシー運行計画表」に基づき、委託者およびバス事業者等と連携し、確実なバス輸送を行うこと。

- (ウ) 対象者・運行時刻・乗降場所等を記載したバス運行時刻表を、対応者区分別・日別に作成すること。作成したバス運行時刻表は、必要に応じて仕分けを行った上で、宿舍、選手・監督等に配付し、競技会場内に掲示すること。
- (エ) 事前に運行予定道路の下見を行い、運行計画に支障がないか確認すること。

イ バス輸送業務の従事者の配置・管理

- (ア) 従事するバス運転手等の他に1人を統括責任者として指定し、バス・タクシー運行計画表等に基づき統括責任者がバス運転手の指揮・監督を行うこと。
- (イ) バス運転手は常に競技会の実施本部員に準ずる者としての心掛けを持って従事し、言動に注意して、競技会関係者および一般観覧者への対応を配慮すること。

ウ タクシー輸送に関する業務の実施

- (ア) バス・タクシー運行計画表に基づき、実行委員会およびタクシー事業者等と調整を行った上で、必要なタクシー台数および日程・時間帯を確定し、輸送に必要なタクシー車両台数の確保・手配を行うこと。
- (イ) タクシー事業者等と連携を図り、確実なタクシー輸送を行うこと。
- (ウ) 各競技会専用のタクシー乗車券を作成し、配布・管理・集約を行うこと。
- (エ) 業務の遂行にあたり、タクシー事業者等に対し、事前に打合せ等を行い、周知すること。

エ 運行管理要員の配置・管理

- (ア) 運行管理要員として、自転車（トラック・レース）競技会期間中においては、京都向日町競輪場および競輪場常設駐車場に1名ずつ配置し、ライフル射撃（50m、10m、BR・BP）競技会期間中においては、能勢ライフル射撃場、能勢町営名月グラウンドおよび北臨時駐車場に1名ずつ配置すること。また、各競技会期間中においては、統括責任者1名を配置すること。
- (イ) バス・タクシー運行管理要員マニュアルを作成し、配付すること。
- (ウ) 運行管理要員に、バス・タクシーの運行・待機状況の把握、発着指示、発着時間の管理、乗車人数の記録、乗降者等の安全確保および誘導・案内等を行わせること。
- (エ) 運行管理要員の業務に必要な備品の設置・管理・撤去を行うこと。
- (オ) 事前に打合せ等を行い、バス・タクシー運行計画表等の内容およびバス運行管理等の業務について、十分な習熟を図ること。
- (カ) 運行管理要員の業務にあたっては、統括責任者、競技会係員（滋賀県職員）、警備員等と連携すること。

オ 運行実績報告書の提出

バス輸送業務の日誌等の記録を取りまとめた運行実績報告書を作成し、業務終了後、速やかに提出すること。

カ 関係機関・団体等との調整

関係機関・団体等と連絡を密にし、必要に応じて打合せ・協議を行うなど業務全般の調整を行うこと。また、必要に応じて、打合せ・協議・調整に係る資料を作成し、報告すること。

キ 問合せ、苦情、事故等の対応

本業務における問合せ、苦情、事故等への対応とその記録および委託者への報告を行うこと。

ク その他

先催県の実施状況、類似イベントにおける業務経験等を踏まえ、上記以外に必要なとなる計画書、マニュアル、資料等があれば委託者へ提案し、必要な場合において作成すること。

6 業務責任者および業務担当者

- (1) 受託者は、業務の実施にあたって業務責任者を定め、氏名その他の必要な事項を書面により委託者へ通知すること。業務責任者は、本仕様書等に基づき、適正に業務を実施すること。
- (2) 受託者または業務責任者は、業務担当者を定めた場合は、氏名その他の必要な事項を書面により委託者へ通知すること。
- (3) 業務責任者は業務担当者を兼ねることができること。

7 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者および業務担当者は委託者と密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の共通理解を図るものとし、その内容については、その都度受託者が打合せ簿に記録し、相互に確認するものとする。

8 提出書類等

受託者は、次の書類等を委託者に提出しなければならない。各書類の提出期限については、委託者が指定した日とする。

- (1) 契約締結後提出 各1部
 - ア 契約金額内訳明細書
 - イ 業務着手届
 - ウ 業務責任者等選定通知

エ 業務計画書・工程表

(2) 随時提出 委託者が指示した部数

ア 輸送業務

- (ア) バス運行時刻表
- (イ) 打合せ等の報告書
- (ウ) 問合せ、苦情等に関する記録
- (エ) 輸送方法の周知資料
- (オ) その他委託者が指示するもの

(3) 業務終了後提出

提出期限は、令和7年11月28日(金)とする。

ア 業務完了届

イ 実施報告書

次の内容を含む実施報告書を提出すること。提出物は、A4版カラー印刷2部(正本・副本1部ずつ)、CD-Rに収録した電子データ一式とする。

- a シャトルバスの日別輸送実績(運行路線ごと・参加者区分ごと・競技種別ごと・車種・台数・発着時間・区間・乗車人数)
- b タクシー乗車券配布先一覧
- c タクシーの日別輸送実績(参加者区分ごと・競技種別ごと・車種・区間・乗車人数)
- d 運行管理要員の日別業務実績(配置場所ごと・要員1名ごと)
- e 駐車場の日別利用実績(運行管理要員配置駐車場ごと・定時計測駐車台数)

ウ 当該業務委託費の内訳明細書(精算用)

エ 運行指示書一式

オ 業務実施写真

カ その他委託者が指示するもの

9 安全管理

- (1) 受託者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、委託者の指示を受け、臨機の措置をとること。
- (2) 不測の事態が発生した場合等、やむを得ない事情があるときは、受託者の責任において、受託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに委託者に報告すること。また、その措置の内容について委託者からの指示があった場合は、速やかにその指示に応じること。なお、これに伴い費用が発生した場合は別途協議する。

10 損害賠償

本業務の遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、受託者においてその損害を賠償するものとする。

1.1 委託料の支払方法

委託料は、受託者より適法に提出された請求書を受理した日から30日以内に一括払いするものとする。

1.2 関係法令等の遵守

受託者は、本仕様書、契約約款および関係法令・条例等を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行すること。

1.3 中止、延期、規模縮小等の対応

- (1) 各競技会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容および委託金額等の取扱いは、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (2) 各競技会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受託者は、委託者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、製作した業務に係る費用を積算した資料を、委託者の指定する日時までに提出すること。

1.4 再委託の禁止

受託者は、委託者の承諾を得た場合を除き、本業務の全部または業務遂行管理等の主たる部分を、第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

1.5 適用

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明示されていない事項または疑義が生じた事項については、委託者が指示し、または委託者と協議のうえ決定するものとする。

1.6 秘密の保持・個人情報の保護

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）およびその他個人情報の保護に関する法令、条例ならびに規程等を遵守しなければならない。

この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

1.7 その他

- (1) 受託者は、本業務の趣旨を理解し、業務を進めること。
- (2) 業務の実施に必要な資料は、契約締結後、別途受託者に提供する。

- (3) 委託者が提供した資料の目的外利用は禁止する。
- (4) 提出書類等に不備があった場合は、契約締結後であっても契約を解除することがある。
- (5) 本業務で作成した成果品等についての著作権および著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (6) 受託者は輸送実施事業者に対して、一切、経費の負担を求めないこと。

1 8 問合せ先

〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号（大津合同庁舎5階）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

（滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局競技運営室県運営競技係内）

電話番号：077-528-3343

Email：ken-unei@pref.shiga.lg.jp